

平成 21 年 9 月 25 日
入札監理小委員会

入札監理小委員会における審議の結果報告

国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務

国土交通省の「国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務」については、平成 22 年 4 月から原則 3 年以上の複数年契約により民間競争入札を実施する旨、公共サービス改革基本方針(別表)に定められている。

これに基づき、国土交通省から提出された実施要項(案)を入札監理小委員会において審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

1. 収益施設の運営方法について(実施要項 P.5)

【論点】

レストラン・キャンプ場等の収益施設については委託費による管理ではなく独立採算性により管理することとしているが、その旨をより明確に記載するべきではないか。

【対応】

「レストラン等、公園利用者のサービス向上に資する収益施設については、北海道開発局札幌開発建設部からの委託費で運営維持管理を行うものではなく、民間事業者が独立採算で運営維持管理を行うものである。」と明記することとした。

また、「会計上の注意として、民間事業者は、委託費を自主事業及び収益施設運営業務の赤字補填に用いてはならない。また、委託費で行う事業と自主事業及び収益施設運営事業の経理状況に関する帳簿類は分けて整理し、年度終了毎に決算書類を提出することとする。」と明記することとした。

2. 収益施設の情報開示について(別紙資料 P.2~3)

【論点】

レストラン・売店等の収益施設については民間事業者が独立採算で運営することから、過去の運営状況について情報開示が必要ではないか。

【対応】

過去の運営状況について、収益施設毎に、平成 20 年度の利用者数及び平成 18 年度から平成 20 年度の平均売上高を情報開示することとした。

3. 質が達成できない場合の委託費の減額措置について(実施要項 P.14)

【論点】

質が達成できない場合は、委託費を減額するのか否か明記してはどうか。また、質の設定が達成できない場合、民間事業者が原因を分析して書類を提出させることとしてはどうか。

【対応】

悪天候による質の未達成など、民間事業者の運営維持管理の責任に拠らない事由により、質が未達成の場合には委託費の減額は行わないこととした。ただし、民間事業者の責に拠り、質が未達成の場合には、適切に業務を行うよう改善指示を行うこととし、民間事業者が要因分析を行った上、業務改善計画書を提出し、承諾を得ない限り委託費の請求はできないものとした。

4. リスク分担について(実施要項 P.16、別紙資料 P.201～212)

【論点】

園内における施設・物品等の損傷における落札事業者と国の責任分担について「補修にかかる費用が1件当たり 100 万円を超えない場合」を落札事業者の責任としているが、修繕費の見込みが予測不可能なことから、責任分担の内容を見直す必要があるのではないか。

【対応】

「補修にかかる費用が1件当たり 100 万円を超えない場合かつ年間補修費用が1,900 万円を超えない場合」には落札事業者の責任とし、修繕費の上限を設けることとで落札事業者と国の責任分担を明確化した。また、1,900 万円の根拠については平成 18 年度から平成 20 年度の修繕費用の実績平均である旨の記載を行い、過去の修繕の内容については、別紙資料(別紙15)に記載することとした。

5. 入札参加資格について(実施要項 P.22)

【論点】

入札参加資格における過去の業務実績について「同種業務」と「類似業務」という区分を設けて業務実績に差を設けているが、入札参加資格とは必要最小限の条件を提示するものであり、このような差を設けるべきではないのではないか。

【対応】

区分を廃止し、参加要件を一本化することとした。

6. パブリックコメントを受けた主な修正点(実施要項 P.19)

【論点】

入札参加要件を全省庁統一資格「役務の提供等」において、A、BまたはCの等級に

格付けされているものとしていたが、造園事業者や非特定営利活動法人の多くが D ランクとなることから、これらの事業者等についても入札に参加できるような仕組みとするよう参加要件の緩和を求める意見が出されたため、等級の制限を撤廃し、D ランクの事業者等でも入札に参加可能とした。

以上